01025



# 鳥取県公報

毎週火、金曜発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目　次

◇告示　字の区域の変更
◇公告　調理師試験の実施要領

## 告　示

### 鳥取県告示第四百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和三十七年七月二十七日から倉吉市鴨河内の区域内の字の区域を次のとおり変更した旨、倉吉市長から届出があつた。

昭和三十七年八月十七日

鳥取県知事　石　破　二　朗

字家ノ後口九六一の内、九六三の内、九六四及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字青木に変更、字水尻九六五、九六六、九六六内第一、九六七、九六八、九六九ノ一の内九六九ノ二、九六九ノ三、九七四の内、九七五の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字青木に変更

字若宮一、一〇八、一、一〇九、一、一〇九ノ一、一、一一〇ノ一、一、一一〇ノ二、一、一一〇ノ三、一、一一〇ノ四、一、一一〇ノ五、一、一一一、一、一一二ノ三、一、一一二ノ四、一、一一三ノ一、一、一一三ノ二、一、一一三ノ四、一、一一四ノ三、一、一一五ノ一、一、一一五ノ二、一、一一五ノ三、一、一一七、一、一一八、一、一一九、一、一二〇ノ一、一、一二〇ノ二及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字青木に変更

字下向河原一、三〇五ノ一、一、三〇六ノ一を字青木に変更

字向河原一、三三三、一、三三四ノ一、一、三四六ノ一、一、三四七ノ一、一、三四八、一、三四九、一、三五〇、一、三五一、一、三五二ノ一及びこれに伴う道路、

水路等の国有地の全部を字青木に変更

字高見分一、三五六ノ一、一、三五六ノ二の内、一、三五七ノ一、一、三五八、一、三五九、一、三六〇ノ一の内、一、三六一ノ二の内、一、三六二の内、一、三六三の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字青木に変更

字水尻九六九ノ一の内、九七四の内、九七五の内、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四第一及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字家ノ後口に変更

字天神河原八六八の内、八六九の内及びこれに伴う水路の国有地を字家ノ後口に変更

字上河原九三三の内、九三四の内、九三五の内及びこれに伴う水路の国有地を字家ノ後口に変更

字高見分一、三五六ノ二の内、一、三六〇ノ一の内、一、三六一ノ一、一、三六一ノ二の内、一、三六二の内、一、三六三の内、一、三六四、一、三六五、一、三六六、一、三六七、一、三六八、一、三六九、一、三七〇、一、三七一ノ一、一、三七一内第一、一、三七一ノ二、一、三七二、一、三七三、一、三七六、一、三七七、一、三七八、一、三七九ノ一、一、三八〇ノ一、一、三八六ノ一、一、三八七、一、三八八ノ一、一、三八九ノ一、一、三九一ノ一、一、三九三ノ一、一、三九四ノ一、一、三九五ノ一及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字家ノ後口に変更

字北上河原一、四六二ノ一の内、一、四六三ノ一、一、四六五ノ一、一、四六六ノ一、一、四六七の内、一、四六八ノ一の内及びこれに伴う水路の国有地を字家ノ後口に変更

字上河原九二一ノ一、九二二ノ一、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇ノ一、九三一ノ一、九三一ノ二、九三二、九三三の内、九三四の内、九三五の内及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を字天神河原に変更

字北上河原一、四五八ノ一、一、四六〇ノ一、一、四六二ノ一の内、一、四六八ノ一の内、一、四六七の内、一、四六九、一、四七〇、一、四七二、一、四七三ノ一及びこれ伴う道路、水路等の国有地全部を字天神河原に変更

字八幡河原一、五一八ノ一、一、五一九ノ一、一、五二〇ノ一、一、五二一ノ一、一、五二二、一、五二四ノ一を字天神河原に変更



## 公告

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一項第三号に規定する試験を次の要領により行なう。

昭和三十七年八月十七日

鳥取県知事　石　破　二　朗

一　受験資格

次に掲げる者で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に掲げる施設又は営業において、食品の調理の業務に二年以上の経験を有する者

1　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者

2　旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者

3　旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者

4　厚生大臣が前各項に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

二　試験の日時

昭和三十七年九月二日（日曜日）午前九時から午後四時まで

三　試験の場所

鳥取、郡家、浜村各保健所管内受験者

鳥取市東町　鳥取県立鳥取西高等学校

倉吉保健所管内受験者

倉吉市堺町二丁目　鳥取県立倉吉東高等学校

米子、根雨各保健所管内受験者

米子市錦町一丁目　鳥取県立米子西高等学校

四　試験科目

1　衛生法規

2　公衆衛生学

3　栄養学

4　食品学

5　食品衛生学

6　調理理論

五　受験手続

1　提出書類及び提出先

受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ　履歴書（特に調理の業務に関す経歴を詳細に記入のこと。）

ロ　受験資格を有することを証する書類

ハ　調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業で二年以上調理の業務に従事したことを証する書類

ニ　写真（名刺判で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入すること。）

2　提出期間

昭和三十七年八月六日から昭和三十七年八月二十五日まで。ただし、郵送の場合は、八月二十五日付けの消印あるものは有効とする。

六　試験手数料

五百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。）

七　携行品

筆記用具、上ぞうり

八　その他

1　受験者は、当日午前八時三十分までに、試験場に出頭し係員の指示を受けること。

2　合格者には、合格証書を交付するとともに、試験後十日以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月二十日第三種郵便物認可　発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県
印刷所　鳥取県鳥取市栗谷町　鳥取県印刷所
〔定価　一部　月極　二五〇円（配送料共）〕